平成２２年（フ）第１３９号
鳥取県西伯郡伯耆町岸本919番地41
債務者　田中　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４０号
鳥取県西伯郡伯耆町岸本919番地41
債務者　田中栄美子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２１２号
鳥取県米子市大篠津町4649番地
債務者　松田　正道
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８７３号
広島市安佐南区古市４丁目14番４号
債務者　宇野　雄二
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２７号
広島市西区庚午北２丁目16番10―302号
債務者　大島　祐樹
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5010番地の18
債務者　小野　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5010番地の18
債務者　小野　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８号
広島県廿日市市梅原２丁目１番13号
債務者　四十山佐津枝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
広島県尾道市西藤町2632番地１
債務者　小林　正伸
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
広島県三原市宮浦１丁目３番３号
債務者　増村　八郎
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
広島県三原市宮浦１丁目３番３号
債務者　増村ハスミ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第８８３号
高知県吾川郡いの町天王南９丁目４番地９
債務者　大野　隆司
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８７２号
高知県香南市赤岡町322番地16
債務者　松下　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２号
高知県土佐市高岡町乙790番地206
債務者　濵﨑　和美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７号
高知県須崎市大間本町21番21号
債務者　下元　直顕
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住８棟853号
債務者　小野　洋介
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２２号
福岡県飯塚市伊岐須308番地８
債務者　淪　　浩延
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４４３号
福岡県久留米市御井町2268番地９　ロイヤルパークマンション805号、前住所福岡県久留米市国分町1276番地１　国分スカイマンション２番館607号
債務者　田中　ルミ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部